

# 埼玉の 暮らしと 社会保障

2022年10月1日発行 第318号

(毎月1回発行)

発行 埼玉県社会保障推進協議会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-1 2-8 自治労連会館1階

TEL 048-865-0473 FAX 048-865-0483

## 国の責任で国民のいのちと健康、人権を守る政治を実現させる運動が重要

### 第29回埼玉社会保障学校 21団体124人参加

9月3日、第29回埼玉社保学校が埼玉会館の会場とオンライン併用で行われ、21団体124人が参加されました。

柴田泰彦会長は、社会保障削減を続けてきた「安倍政治」を岸田政権も続けている事を批判し、キッパリとNO！を突き付ける運動を呼びかける挨拶で開校しました。

第1講座は、芝田英昭立教大学教授による「人間の尊厳・人権を考える」をテーマに、社会保障をめぐる情勢などの運動論ではなく、社会保障の原理や原則論を深める講演を行っていただきました。人間の特徴をパスカルは「人間は考える葦である」と表現しましたが、しかし「優生学」による「断種法や優生保護法」など優性政策が障害者の人格や尊厳を踏みにじる経緯を指摘し、人間の尊厳を理解する事の重要性を学びました。

第2講座は、岡野八代同志社大学教授に「女性と憲法—女性にとっての、社会保障とは？」をテーマに研究のため滞在中のイギリスからオンラインで講演を行っていただきました。第1講座につながる人権、国民一人ひとりの命を守る政治の歴史的意義を学ぶ講演となりました。「男女平等とジェンダー平等」の違いから講義は始まり、戦前の「防空法」(1941年)を例に戦争する国は「国民を守らない」こと、女性を家庭に押し込め「産めよ増やせよ」の「人口政策」で奴隷化された状態だった。あまりにも多くの人を犠牲にした第二次大戦後に世界人権宣言が発せられた意義を学び、今また自民党や統一協会が「国のために犠牲になる国民づくり」を押し進めている狙いを解明していただきました。個人の尊厳と両性の平等を明記する憲法24条を再評価し、24条とともに国の責任で国民のいのちと健康、人権を守る政治を実現させる運動が重要である事を強調されました。

各講座の後には質疑応答を行っていただき、講師からは質問に対して丁寧に回答していただき、理解を深める機会となりました。

講座の後、川嶋事務局長が「埼玉社保協の秋のたたかみ」を報告しました。

最後に埼玉社保協副会長の新島善弘埼玉労連議長から閉校の挨拶を行っていただきました。司会は段和志埼玉社保協事務局次長(埼玉土建)が努めました。

(埼玉社保協 川島芳男)



～29回埼玉社会保障学校に参加して～

現在「安倍国葬」と旧統一協会問題で、民主主義とはなにかということが問われていると感じています。そして、社会的に同性婚や選択的夫婦別姓、障害者問題、外国人の人権など、マイノリティーの市民権にスポットが当たるようになってきている中で、今回の内容はとても興味深く、あらためて人間の尊厳・人権、女性にとっての社会保障について学びたいと思い、オンラインで参加しました。

立教大学教授の芝田英昭さんからは、フランス人権宣言や世界人権宣言に始まって、産業革命などの歴史上の解釈や優生思想などの視点から「人間の尊厳」の概念の変遷についての話がありました。後半には、「協同組合」の存在意義から、ドイツと日本の戦争犯罪に関する対応の違いまで、さまざまな視点からの話に及びました。ひとことで「人間の尊厳・人権」と



いっても、時代によって変容するものだということがわかりました。

そして多くの方が生きやすくなる社会をつくるには、個々人の権利を満たすことが不可欠

で、自分が望む生き方を選択できるそんな社会の実現をめざしたいと思いました。

同志社大学大学院教授の岡野八代さんからは、女性の経験からどのように戦争をみるか、暮らし中から憲法の大切さをどう捉えるかという話があり、芝田さんの話を聞いた後だったので、歴史的に女性が不平等な労働環境におかれていて、圧倒的な性別格差があったことが良くわかる内容でした。

自民党は結党以来、憲法9条のほかに24条も改正の対象としていて、子育ての責任を家族に負わせる家族中心主義の考え方を改憲草案で表しています。教育基本法の改正もしており、家族中心主義を押し進めています。

憲法9条、13条と24条、25条を守り抜き、私たちの権利を奪われないように、戦争する国づくりを進める勢力に反対していきたいと思いました。

岡野さんの「国は命を守らない」「戦争は政府による人権侵害である」という言葉が印象に残っています。

(埼玉県保育問題協議会事務局次長 金子貴美子)

## ◆埼玉社保学校 2つの講演の概要◆

## 第1講座「人間の尊厳、人権を考える」

芝田英昭立教大学教授

1789年のフランス人権宣言では、「尊厳」"dignity"に言及しているが、それはまだごく一部の中産階級の人権を認めたものに過ぎなかった。ここでの「市民」とは、一定の税金を払った男性のことであり、女性や貧困層は除かれていた。そこで、なぜ人権を考えなければならないという問いが提示された。産業革命で多くの人々が労働力を切り売りすることになった。



労働過程が「家内制手工業」から「工業制手工業」へ、そして「工業制大工業」へ転化すると、労働者は熟練工から単純労働へと移り、立場を共有する人がたくさんいる状況になった。そして、自由と共同の力の獲得のため、労働組合がつくられた。

1948年の世界人権宣言によって、「人権」は特定の「市民」から「人間一般」の尊厳へと昇華した。なぜ人間には人権があるのかというと、人間こそが主体だからだという考え方があるからだ。「人間は考える葦である」という言葉がある。しかし、思考能力は人間にしかないのかというと、ボノボなどは道具を使うことが確認されている。しかし、複雑な思考をするのは人間のみだと指摘した。では、複雑な思考ができない人間は尊厳がないのかという問いが提示された。

例えば、「障がい者」はどうか。「優生学」によって差別されてきた。弱い者は死に、強い者が残るといふ「社会ダーウィニズム」は、障がい者差別につながった。1902年、アメリカのインディアナ州では刑務所に収監されていた42人に断種が行なわれ、1907年には世界で初めて断種法がつくられ、1923年には32州で制定された。カリフォルニア州の断種法は、ナチスドイツに影響を与え、1933年にドイツ断種法が成立した。

戦後は優生学は衰えたのかというと、答えは「否」であり、日本の旧優生保護法は戦後も続き、スウェーデンやノルウェーなどでも優生政策が行なわれていた。このように尊厳の基準を「複雑な思考能力」とすると恐ろしいことになった。

次に、「人格」を人間の尊厳の要素として考えた。カントは、「人格」を「自らの意思で道徳的に生きるという自律の力」と定義した。「人格」とは、個人としてのその人であり、様々な個性、個別性がある。人間とは、欲望が崩壊しており、個別性があり過ぎる。そのため、差別や迫害、争いが起きるのであり、だから意図的に「尊厳・人格」を確立して平等化すべきで、「人権」を尊重せざるを得ない。これは2つの世界大戦を経ての結論であり、1948年の世界人権宣言につながっている。

では、死体、死者に尊厳はあるのかという問いを提示された。人間には葬送儀礼があり、死者にも尊厳がある、人間という種に尊厳があると考えている。私(芝田先生)は2006年に長女が亡くなりました。3歳から難病と闘病を続けていたのです。亡くなった後、遺体は病院の裏口から出され、亡くなると「患者」では無くなるという経験をしました。しかし、本当にそうかと問いかけました。葬送儀礼は、死んだ人への語りを通して、その人

の「人格」を確認することだと考えました。

臓器移植では、脳死した人からの移植をどう考えるか。胚、受精卵の尊厳については、人工妊娠中絶をどう考えるかが問題となります。人工妊娠中絶については、母体やその配偶者が尊厳の主体となっているのです。また、個の尊厳だけを考えると、富を持っている人の尊厳が優先されることにもなる。

## 第2講座「女性と憲法—女性にとっての社会保障とは？」

講師・岡野八代同志社大学大学院教授

日本における25条の意義を考え、フェミニストとして「ケア」に注目したい。ケア労働は子どもや高齢者の世話などの無償労働



の事で、女性が半人前とされる理由となってきた。ケア労働に社会的地位を与えよという主張は、様々な批判を浴びてきた。かえって女性の立場をさらに悪化させるのではないか、家族の中でも社会でも押さえつけられている女性を肯定することになるのではという指摘などがあつた。家庭問題は自己責任とし、家族で助け合うということ、政治が利用してきた。そして、自分を理解しない高齢者や子どもとの付き合い方は、家父長的な考えと対置されるものだった。

男女平等とジェンダー平等の違いについて、男女平等は大切な主張だが、ジェンダー平等は価値観の転換を目指すもの。ケア労働は、それに携わっていないとケアの大変さはわからず、ケアする相手が死んでしまうので女性はボイコットできないという特徴がある。人間は自助では生きていけず、そもそも人間は、子育てを前提とする社会。「誰が、傷つきやすい存在をケアするのか? いかなる負担を、誰がどこまで負うべきか、をしっかりと社会の責任で考えること」、それこそが政治であるのに、日本はそれを家族に押し付けてきた。

「ジェンダー規範」とは、家庭の中で、個人が育てられる仕組みをつくりつつ、男らしさ、女らしさのモデルを体得し、自らのアイデンティティの一部として取り入れていくものであり、「男はこうあるべき」、「女はこうあるべき」という制約。そして、それを体得してしまっているので、多くの人は強制されているとは感じていないという問題がある。

社会保障は、国民をどう再生産するかに関わるもの。例えば、国民年金の第3号被保険者への優遇等は、女性を経済的に脆弱にする。家族へ政治が介入する理由は、集団には支配、被支配の関係があることを肯定させていき、命令する人とそれに従う人がいることを当然視させることにある。

日本はいかに国民を守らない国かということは、これまでの日本の戦時の在り方でわかる。「防空法」は国家を守るのが国民の義務であり、戦争をする国は国民を守らないということがわかる法律。空襲前に、連合国側はそれを知らせるビラをまくが、国が国民の避難を禁止したため、被害が甚大になった。

1941年の「人口政策確立要綱」で、日本政府は「産めよ増やせよ」の方針を示し、一家庭平均五児を産むこと、婚姻年齢を3年早めること、不健全な思想の排除、女性の就労の抑制、避妊、墮胎の禁止などを提唱した。これは、女性の健康などどうでもよく、労働力を産んでくれればいいという考え。そうした考



えを改めさせたのが憲法であり、憲法は国家は国民の幸福のための道具に過ぎないという考え方でつくられているが、それが自民党が最も嫌っている憲法の考え方だ。

改めて憲法の大切さを考えたい。自民党の改憲草案は憲法という名に値せず、天皇制の国と変わらない。改憲案は国民の義務を書き出し、憲法の目的を「伝統と国家を子孫に継承すること」としている。自民党が統一協会の影響を受けているように見えるが、自民党はずっと憲法24条を敵としてきた。現行憲法の24条は、婚姻は「両性の合意のみ」に基づくとしているが、自民党の改憲草案の24条は、「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」とされている。

戦後の改憲論議の中で9条と24条はセット。9条と24条が戦争する国をつくらうという人たちを妨げている。

なぜ戦争する国づくりをする人々は「家族の助け合い」を強調するのかというと、家族の中に犠牲になる人を常につくことで、犠牲の連鎖をつくり出し、個人の尊厳を実現する国から、国のために犠牲になる国民づくりへ変えようとしているからだ。9条と13条は戦争国家への抵抗であり、24条と25条は国の責任で市民の生活を守るのが政治の役割だ。つまり、憲法を壊す政治とは、私たちの権利を奪う政治だ。

(埼玉民医労 小野民外里氏のまとめを事務局で編集)

## 第49回中央社保学校in千葉 活かせ！憲法9条・24条・25条

### 軍拡ストップ、社会保障の拡充めざして、学習を力に、地域からの運動を広げましょう！

第49回中央社保学校in千葉が9月17日と18日の二日間、千葉市内の会場と全国をオンラインで結び開催されました。全国から延852人、埼玉からは5団体11人が受講しました。

学校は二日間の日程で行われ、1日目は安達克郎中央社保協代表委員による開会挨拶で始まり、第1講座(宮崎礼二氏の講演)と特別報告が行われ、2日目は第2講座(井口克郎氏の講演)とシンポジウムという日程でした。

開会挨拶で安達氏は、軍拡に突き進む岸田政権を批判、憲法改悪を許さず9条・25条を一体にしてたたかいをすすめようと呼びかけ、現地実行委員会を代表して鈴木徳男千葉県社保協会長からは録画により挨拶が行われました。

第1講座の宮崎礼二明海大学准教授は「安全保障と国民健康保険生活～脱新自由主義をめざして」と題して、政府の軍事費拡大路線を批判し、台湾問題など安全保障の脅威を理由に軍事費を増加する政策決定によって社会保障費削減など国民のいのち・安全・財産を犠牲にするものと指摘され、憲法改正や新自由主義による社会保障費削減の国家

づくりか、あるいは福祉国家めざすかの選択、岐路にあると述べられました。

特別報告ではコロナ禍にあって、医療、介護、保健所の3つの現場からの告発が行われました。医療現場からは医師で千葉民医連の宮原重佳会長が、病院での2年半にわたる新型コロナウイルス感染症との対応で浮き彫りになった現場の矛盾を報告され、まだまだ未解明な問題があるが医療者として今後も患者さんしっかり向き合っていくこと、国民のいのちを守るため医療提供体制の強化を訴えられました。

介護現場からは、埼玉の栗原さんが医療生協さいたまでの実践を報告され、事業所内での感染拡大も発生する中、介護利用者・家族の感染拡大の防止に配慮しながら介護を継続してきた経験と今後も介護を継続することの決意が語られました。

保健所の現場からは、京都市職労の永戸有子氏と井上淳美氏からコロナ禍にあって保健所が解体されてきた経緯や保健師のおかれている公衆衛生の現場からの報告が行われました。地域に根ざした公衆衛生の拠点の役割と意義が強調され、地域住民の立場からも共感できる訴えでした。

二日目の第2講座は、神戸大学の井口克郎准教授は「社会保障運動入門講座」として「人権としての社会保障と社会保障運動」をテーマに、「財政危機だから社会保障費の抑制は当然」とする議論は根拠のない世論操作であって、「大企業・富裕層への課税強化」を求めて行くことが不可避であると強調されました。改憲の動向からも、人権を骨抜きにして戦前のように軍事国家をめざす狙いがあり、自民党の24条と25条の改憲案に示されているように「公助」を戦前の「国＝天皇からのお恵み」の発想で側面からの支援に止めようとしている。しかし憲法では「公助」ではなく「国民の権利」であり「国には責任」があるとし、国民の側からの運動が無ければ「坂道」を転げ落ちるように社会保障は脆弱になると警鐘をならしました。

その後シンポジウムが行われ、長友薫輝佛教大学准教授による進行で千葉県内での4つの運動の経過と到達が報告され、活動交流が行われました。松戸市の公立病院を守る運動、柏市の「個人請願」の運動、県東葛地域では14年間続いている「ちば派遣村」の経験が報告されました。そして「天海訴訟を支援する会」からの報告とともに当事者の天海正克氏からの訴えが行われました。天海訴訟は現在東京高裁で10月14日に口頭弁論が予定されていますが、訴訟の争点は「65歳になると障害者福祉から介護保険優先になり、利用できるサービスの範囲が狭く、自己負担が発生する介護保険へ本来は本人が要介護認定の申請が原則であるのにこの移行が強制される事」は違憲・違法であることにあります。

最後に、中央社保協林信吾事務局長から①75歳以上医療費負担2割化中止、②介護保険制度大改悪阻止、③学習を力に地域社保協づくり、が提起されました。窪田光東京社保協事務局長による閉校挨拶で、来年の中央社保学校は第50回目となる節目を迎える事になり「朝日訴訟」の地である岡山県で来年開催される事が報告されました。

(埼玉社保協 川嶋芳男)



「一人ぼっちの障害者をなくそう」  
「障害者に文化・スポーツを」「障害者問題を県民に」

### 第43回 埼玉障害者まつり

(リアル&オンライン)

日時 10月9日(日) 10時～15時(雨天決行)  
会場 埼玉県障害者交流センター  
主催 埼玉障害者まつり実行委員会  
会場に参加の場合は事前のお申し込み制になり、登録者以外は参加できません。  
女子プロレス、ベリーダンス、太鼓等  
～詳細はチラシをご覧ください～

### 埼玉県政要求共同行動

11月4日(金) 埼玉会館2階東西会議室

さいたま市浦和区高砂4-13-18

- ・午前10時～11時30分 合同決起集会
  - ・午後は県との懇談
- 「社会保障分野」「県政全般」に分かれます  
13時集合 懇談13:15～16:45  
社会保障分野の会場は 埼玉会館2F  
県政全般は 教育会館104会議室

※駐車場は埼玉会館ではなく県庁か有料駐車場へ  
お願いします。

医療・社会保障を立て直せ！  
#いのちまもる 10・20 総行動

日時 10月20日(木) 13:00～14:20  
開催場所 日比谷公園 日比谷野外音楽堂

#### プログラム

13:00 開会・主催者挨拶  
トークショー 国会議員挨拶  
14:05 集会アピール・シュプレヒコール  
14:20 閉会后 14:30～パレード

まちから村からの連携で  
ひとりぼっちの高齢者をなくそう！

### 第27回埼玉県高齢者大会

日時 10月24日(月) 10:30～15:30  
会場 おおみや市民会館  
(レイボックホール/大宮駅東口より徒歩5分)

参加費 1000円  
午前の部「全体会」10:30～12:30(小ホール)  
記念講演 孫崎さんと考える日本の外交  
ロシアのウクライナ侵略と憲法9条(仮)  
孫崎 享(まごさき うける)さん  
午後の部「分科会」14:00～15:30  
様々なテーマを企画しております。  
詳細はチラシをご覧ください。

主催：埼玉県高齢者大会実行委員会  
事務局：医療生協内まちづくり推進課

### 第31回埼玉社保協総会

日時 12月17日(土) 13時～  
会場 さいたま共済会館601会議室  
詳細はチラシにてお知らせします。

11月11日は、「いい介護の日」  
**介護・認知症 なんでも  
無料 電話相談**

介護にまつわる案や悩み ひとりで抱えず  
私たちに聴かせてください。

介護・認知症なんでも無料電話相談には、介護の  
専門家が対応します。プライバシーは厳守します。  
どうぞ案してご利用ください。

とき 2022年 11月 11日(金) 10時～18時

でんわ **0120-110-458**

主催 中央社保協・認知症の人と家族の会

すべてのくらはしは憲法25条から

### 第4回 25条埼玉集会

日時 11月27日(日)13:30～16:30  
会場 さいたま共済会館6F

【基調報告】 菱山 南帆子さん(市民運動家)

【パネルディスカッション】

介護・障害・若者・生活保護の分野から

～参加費無料・会場参加、オンライン併用～

◆主催：25条埼玉集会実行委員会  
～詳細はチラシにて～